

第 7 回省エネセミナー

平成 26 年 11 月 10 日（月）東商ホール

主催 東京都地球温暖化防止活動推進センター・東京商工会議所

参加者からいただいた質問のうち、セミナー当日にご回答できなかったものについて、セミナー終了後、パネリストの皆様からご回答をいただきましたので掲載いたします。

●環境経済株式会社 代表取締役 尾崎 寛太郎 様に対する質問

質問 省エネには継続的な取り組みが欠かせないが、エネルギー的または経済的効果の見える化には、何が重要と考えるか。

回答 エネルギー使用量、コストの変化を把握し、変化の事象が何によるのかを分析することが大切です。

例えば、

1. エネルギー単価
2. エネルギー消費設備の稼働状況
3. エネルギー原単位（生産量、営業（就業）時間、就業者数などの活動量）
4. 気象

など、エネルギー消費量とこれらの活動量をグラフで重ねあわせることで、エネルギー変動の影響度が推測できます。増加となる要因を特定することで、具体的な対策を講じやすくなります。あくまでも一般論ですから、事業者により効果や対策が異なることはご了解ください。

●株式会社エネット 代表取締役社長 池辺 裕昭 様に対する質問

質問 2016 年の電力小売全面自由化後には、低圧電力を利用する小規模事業者を対象とした料金プランも提供されるのか（現在、東京電力が提供するような夜間・深夜電力プラン等）。

回答 提供される見込みです。新電力が三相 3 線式 200V の電力契約に対して一般電気事業者の低圧電力に準じた割引料金プランを用意する可能性もありますし、新電力によっては全く異なる料金プランを用意することも考えられます。お客様のご利用実態やニーズに応じて、一般電気事業者や新電力のメニューより最適な料金プランを選んで頂くこととなります。

●東京電力株式会社 法人営業部 ビジネスサポート部 部長 矢田部 隆志 様に対する質問

質問 1 ESP サービス事業の内容及び実施時期が知りたい。

回答 1 現在、試験実施を行っております（平成 26 年度中）。個別のご相談につきましては東京電力（株）法人営業部ビジネスサポート部ビジネスサポート第一グループまでご相談ください。

い。なお、E S P 事業を本格実施する際はホームページ等で公開致したいと考えております。

質問 2 自由化後の低圧電力契約の場合の契約形態のイメージが知りたい（例えばマンション内に事務所がある場合、住戸ごとに異なる電力会社が選択できるのか。また、一括契約の場合はどうなるのか）。

回答 2 自由化後は、現在各住戸毎に契約頂いている電気需給契約について、供給先が選択できるようになります。高圧一括供給のマンションは、建物一括で一口のご契約となりますので、各住戸毎に異なる電力会社選択はできなくなります。

質問 3 2016 年～2018 年間の電力料金は完全な自由化ではないのか。

回答 3 一般電気事業者の供給約款が経過措置料金として継続し、その改定には従来通り、所管官庁の認可が必要になります。お客さまは 2016 年以降、自由料金メニューと経過措置料金メニューの両方が選択可能です。

●株式会社昌平不動産総合研究所 取締役 清宮 仁 様に対する質問

質問 省エネによるコスト削減よりも、テナント側は安心安全が第一の関心事だと思われ、地震対策が万全なビルにテナントが移転している現状がある。ビル経営的なお考えをお聞かせ願いたい。

回答 関東大震災から 90 年、東日本大震災から 3 年、首都直下地震は 30 年以内に 70%の確率で起きると言われている今日、震災に関心のない都民は居ないでしょう。震度 6 強の揺れに見舞われた時、1981 年以前に建築されたビルの耐震基準が弱く、倒壊しないまでも相当の被害を受けることも周知されつつあります。また、政府が事業継続計画（BCP）ガイドラインで事業者にも首都直下地震を想定した計画策定を促していることもご存じの通りです。市場が求めるものを実現することはすべての産業に共通することで、ビル業は違うという理由を思い付きません。したがって、耐震性の劣るビルは建て替えか耐震改修をしなければ、新規テナントの獲得はもとより、既存テナントの流出も想定せざるを得ないでしょう。さらに、ビル所有者ご自身の BCP を考えれば、被災＝倒産であってはならないはずで。テナント満足度の向上と自社の事業継続の観点から、ハードの耐震化とソフト面の防災対策は両輪です。詳しくは、ビルヂング協会連合会の WEB (<http://www.jboma.or.jp/>) に「中小ビルの事業継続計画作成マニュアル」「中小ビルの災害対応マニュアル」がありますのでご覧ください。

●下記の質問については、東京都環境局に照会し下記の回答を得ました。

質問 1 東京都の CO₂ 排出量削減義務化について、企業が削減率を達成できない場合はどのような罰則があるか。

回答 1 対象事業所が義務履行期限までに削減義務を達成できなかった場合は、削減義務不足量の 1.3 倍を削減するよう、措置命令を行います。措置命令を違反した場合、①違反事実の公表 ②知事が命令不足量を調達、その費用を請求、③罰金（上限 50 万円以下）が科されます。

質問 2 企業は CO₂ 排出量削減に向けて、低炭素電力の購入による達成、または、省エネ設備の導入による達成、どちらの傾向にあるのか。また、業種によって傾向は異なるのか。

回答 2 対象事業所の義務の履行手段として、①自らの事業所での削減、②排出量取引があります。第 1 計画期間では、多くの事業所が自らの事業所での削減により、義務を履行しました。また、低炭素電力に認められた電力供給事業者の電気を利用したとき、対象事業所は排出量を減じる仕組みを第 2 計画期間（2015～2019）から導入しました。

以 上